

多 治 見 市 総 合 体 育 館
多治見市指定公園及び多治見市運動場
指 定 管 理 者 公 募 要 領

令和7年6月

多 治 見 市

目 次

趣旨・目的	1
1 募集の内容	
1.1 施設の概要	3
1.2 管理の基準	8
1.3 指定管理者が行う業務の範囲	11
1.4 指定期間	11
1.5 利用料金	11
1.6 減免	12
1.7 指定管理に係る委託料	12
1.8 施設の廃止、変更及び新設等に伴う措置	12
2 公募	
2.1 応募資格	12
2.2 公募要領の配布	13
2.3 配布書類	13
2.4 現地説明会	14
3 質問	
3.1 提出様式	14
3.2 提出方法	14
3.3 提出期間	14
3.4 回答方法	14
4 申請	
4.1 申請書類の受付	15
4.2 提出部数	15
4.3 申請書類	15
4.4 その他	17
5 審査	
5.1 指定管理者候補団体の選定	17
5.2 一次審査	18
5.3 一次審査の評価項目、配点及び評価の視点	18
5.4 二次審査の選定基準	19
5.5 二次審査の評価項目及び配点	19
5.6 提案説明（プロポーザル）	20
5.7 選定結果の通知及び公開	20
5.8 その他	20
6 指定管理者の指定及び協定の締結	
6.1 指定管理者の指定	20
6.2 協定の締結	21
7 辞退及び指定の取り消し	
7.1 申請の辞退及び選定結果通知後の辞退	21
7.2 指定の取消し	21
8 その他の留意事項	21
9 問い合わせ先	22
※ 申請に係る様式を巻末に掲載	

趣旨・目的

多治見市では、「1.1 施設の概要」に規定する多治見市総合体育館、多治見市指定公園及び多治見市運動場（以下総称して「本施設」という。）について、多治見市体育館の設置及び管理に関する条例（昭和60年条例第2号）第3条、多治見市運動場の設置及び管理に関する条例（昭和57年条例第7号）第3条及び多治見市都市公園条例（昭和44年条例第23号）第9条の規定に基づき、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの管理運営（施設の管理運営及び事業の実施）を指定管理の方法により行う。

本要領は、対象施設の管理運営（施設の管理運営及び事業の実施）を行う指定管理者の公募手続きについて定めることを目的とする。

指定管理者制度については、本要領に定めるもののほか、以下の法令、条例、規則等（以下「法令等」という。）を参照すること。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）
- (3) スポーツ基本法（平成23年法律第78号）
- (4) 個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- (5) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）
- (6) 警備業法（昭和47年法律第117号）
- (7) 消防法（昭和23年法律第186号）
- (8) 消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）
- (9) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- (10) 労働基準法（昭和22年法律第49号）
- (11) 電気事業法（昭和39年法律第170号）
- (12) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
- (13) 建築基準法（昭和25年法律第201号）
- (14) 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）
- (15) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）
- (16) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）
- (17) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）
- (18) エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）
- (19) 電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）
- (20) 多治見市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年条例第26号）
- (21) 多治見市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成16年規則第62号）
- (22) 多治見市体育館の設置及び管理に関する条例（昭和60年条例第2号）
- (23) 多治見市体育館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成23年規則第37号）
- (24) 多治見市運動場の設置及び管理に関する条例（昭和57年条例第7号）
- (25) 多治見市運動場の設置及び管理に関する条例施行規則（平成23年規則第38号）
- (26) 多治見市都市公園条例（昭和44年条例第23号）

- (27) 多治見市都市公園条例施行規則（昭和44年規則第31号）
- (28) 多治見市公の施設等の使用料及び利用料金減免取扱規則（平成9年規則第26号）
- (29) 多治見市行政手続条例（平成9年条例第1号）以下「行政手続き条例」という。）
- (30) 多治見市情報公開条例（平成9年条例第22号。以下「情報公開条例」という。）
- (31) 多治見市個人情報保護法に基づく開示請求に関する条例（令和4年条例第29号）
- (32) 多治見市死者情報の開示に関する条例（令和4年条例第30号）
- (33) 廃棄物処理センター及び清掃事務所設置規則（昭和48年規則第16の2号）
- (34) 多治見市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（平成5年規則第30号）
- (35) 多治見市暴力団排除条例（平成24年条例第26号）
- (36) 多治見市公共施設予約システムの運用等に関する規則（平成24年規則第45号）
- (37) 多治見市望まないタバコの被害から市民を守る条例（令和元年条例第24号）
- (38) その他、施設の管理運営に適用される法令等

指定管理期間中、関連法令に改正があった場合、又は施設の管理運営に新たに適用される法令等が制定された場合は、改正された法令等、又は新たに制定された法令等の改正された内容を仕様とする。

なお、市が業務内容を変更した場合は、協議により定める。

以下本要領中、多治見市を甲とし、指定管理者を乙とする。

1 募集の内容

1.1 施設の概要

以下の施設について、一括して管理・運営する指定管理者を募集する。

(1) 多治見市総合体育館（愛称：感謝と挑戦のTYK体育館）

所在地	多治見市大畑町2丁目150番地
竣工	昭和60年8月
開館	昭和60年10月
構造	鉄筋コンクリート造3階建
敷地面積	22,370.43㎡
延床面積	8,880.32㎡
規模	第1競技場（1,859.4㎡） 第2競技場（1,011.89㎡） 第3競技場（421.4㎡） 第4競技場（437.2㎡）
種目	バスケットボールコート 3面 バレーボールコート 4面 バドミントンコート 14面 ハンドボールコート 1面 テニスコート 3面 卓球 40台 柔道 2面 剣道 2面 空手道 2面
観覧席	第1競技場 2階664席
付属施設	研修棟（625㎡） 会議室 ミーティング室 和室1 和室2 トレーニング室（326㎡） 卓球室（152㎡） 役員室 幼児体育室（72㎡） 更衣シャワー室 その他（屋外） ジョギングコース 南スポーツ広場 駐車場

(2) 屋外体育施設（指定施設及び運動場）

番号	名称（愛称）	所在地	設置年月日	面積等	施設概要
1	多治見市営球場 (TYK球場)	多治見市美坂町 4丁目1番地	昭和24年 11月15日	12,900㎡ 左右両翼91m 本中間122m	照明設備、放送設備、観覧席、 駐車場
2	多治見市星ヶ台 競技場 (TYK競技場)	多治見市星ヶ台 3丁目19番地	昭和44年 8月20日	34,100㎡ 400mトラック8レーン、 全天候型ウレタン樹脂、 インフイールド106×68m、 天然芝	管理棟（会議室、審判控室、記録 室、放送室、救護室、トイレ、シ ャワー室、ロッカー室、器具 庫）、専用駐車場及び附帯駐車場 (全施設兼用)、照明設備
3	多治見市運動広場 (TYK グラウンド)	多治見市星ヶ台 3丁目20番地	昭和48年 3月30日	11,450㎡	放送設備、本部席、放送室
4	多治見市星ヶ台 テニスコート (TYKテニス フィールド)	多治見市星ヶ台 3丁目3番地	(No.1～8) 令和7年 7月1日 (No.9～13) 平成7年 3月31日	27,518㎡ 全天候型砂入人工芝コート 13面	照明設備、器具庫、休憩所、トイ レ、男女更衣室、給湯室、倉庫、 放送設備、壁打ち練習場
5	多治見市星ヶ台 スケートボード場 (TYKスケート ボードパーク)	多治見市星ヶ台 3丁目3番地1	令和6年 4月1日	578㎡ コンクリート舗装	可搬式セクション

番号	名称（愛称）	所在地	設置年月日	面積等	施設概要
6	多治見市星ヶ台 3x3バスケット コート (TYK3x3バ スケットコート)	多治見市星ヶ台 3丁目15番地2	令和7年 7月1日	アスファルト舗装	バスケットボールゴール、ベンチ
7	多治見市星ヶ台 管理棟	多治見市星ヶ台 3丁目3番地1	令和7年 7月1日	RC造1階建 (床面積297.07㎡)	管理事務所、会議室、倉庫、トイ レ、更衣室、シャワー室、太陽光 発電装置(20kW)
8	多治見市旭ヶ丘 運動広場	多治見市旭ヶ丘 10丁目6番地83	昭和54年 7月16日	16,160㎡ 左右両翼95m 本中間130m	照明設備(A面のみ)、放送設 備、トイレ
9	多治見市旭ヶ丘 弓道場	多治見市旭ヶ丘 10丁目6番地83	昭和54年 7月16日	近的：7人立 的場52.7㎡ 遠的：3人立 矢道70m 矢取道	更衣室、トイレ、倉庫
10	多治見市脇之島 テニスコート	多治見市脇之島町 4丁目9番地	昭和59年 3月27日	1,444㎡ 全天候型砂入人工芝コート 2面	更衣室、管理棟、駐車場
11	多治見市滝呂球場	多治見市滝呂町 14丁目144番地1	昭和60年 3月20日	10,000㎡ 左右両翼90m 本中間117m	トイレ、駐車場
12	多治見市共栄 テニスコート	多治見市高田町 10丁目17番地9	平成6年 3月31日	2,400㎡ 全天候型砂入人工芝コート 2面	照明設備、休憩所、更衣室、 シャワー室

番号	名称(愛称)	所在地	設置年月日	面積等	施設概要
13	多治見市脇之島運動広場	多治見市脇之島町 4丁目10番地	平成2年 10月4日	14,227㎡	トイレ、器具庫、駐車場
14	多治見市北丘運動広場	多治見市北丘町 7丁目13番地2	昭和57年 4月30日	9,765㎡ 左右両翼102m 本中間100m	トイレ、器具庫、駐車場
15	多治見市市之倉運動広場	多治見市市之倉町 7丁目1番地	平成2年 3月25日	8,790㎡	トイレ、器具庫、駐車場
16	多治見市笠原向島テニスコート	多治見市笠原町 1651番地1	昭和56年 4月1日	3,458㎡ 全天候型砂入人工芝コート 4面(うち1面閉鎖中)	照明設備、休憩所、更衣室、シャワー室、トイレ(笠原向島運動広場と兼用)、駐車場(笠原向島運動広場と兼用)、器具庫(2棟)
17	多治見市笠原向島運動広場	多治見市笠原町 1651番地1	昭和52年 4月1日	8,089㎡	トイレ(笠原向島テニスコートと兼用)、器具庫
18	多治見市笠原梅平運動広場	多治見市笠原町 4164番地1	昭和47年 4月1日	27,200㎡(A面、B面)	照明設備(B面のみ)、トイレ、器具庫(2棟)、駐車場

(3) 指定公園（指定施設を除く）

番号	名称（愛称）	所在地	供用開始	面積等	施設概要
1	多治見運動公園 (TYKスポーツ パーク 多治見)	多治見星ヶ台 3丁目地内	昭和39年 4月1日	23.7ha	器具庫、駐車場、園路、広場、パーゴラ、四阿、トイレ、ベンチ、健康遊具、照明灯、樹木等の公園施設
2	多治見市旭ヶ丘公園	多治見市旭ヶ丘 10丁目地内	昭和54年 7月16日	7.0 ha	管理事務所、駐車場、園路、広場、パーゴラ、四阿、トイレ、ベンチ、遊具、健康遊具、照明灯、樹木等の公園施設
3	多治見市脇之島北公園	多治見市脇之島 4丁目地内	昭和59年 3月27日	1.3 ha	管理事務所、駐車場、園路、広場、パーゴラ、四阿、トイレ、ベンチ、遊具、照明灯、樹木等の公園施設
4	多治見市滝呂公園	多治見市滝呂町 14丁目地内	昭和55年 4月1日	6.1 ha	管理事務所、駐車場、園路、広場、パーゴラ、四阿、トイレ、ベンチ、遊具、照明灯、樹木等の公園施設
5	多治見市共栄公園	多治見市高田町 10丁目地内	平成6年 4月1日	1.8 ha	管理事務所、駐車場、園路、広場、パーゴラ、水流、四阿、トイレ、ベンチ、遊具、照明灯、樹木等の公園施設
6	多治見市笠原運動公園	多治見市笠原町 4164番地1	昭和48年 5月14日	5.8 ha	駐車場、園路、広場、水景施設、展望台、パーゴラ、四阿、トイレ、倉庫（2棟）、ベンチ、遊具、健康遊具、照明灯、樹木等の公園施設

1.2 管理の基準

(1) 多治見市総合体育館

ア 施設の利用時間（開館時間）

午前9時から午後9時30分まで

イ 休館日

①火曜日（国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日（以下「祝日」という。）を除く。）

②12月29日から翌年1月3日まで

ウ 利用時間及び休館日の変更

乙は、必要があると認めるときは、あらかじめ甲の承認を得て、開館時間を変更し、又は臨時開館、臨時休館することができる。

(2) 多治見市営球場

ア 施設の利用時間

午前6時から午後9時まで

イ 休場日

① 12月29日から翌年1月3日まで

② グラウンド整備期間（随時）

ウ 利用時間及び休場日の変更

乙は、必要があると認めるときは、あらかじめ甲の承認を得て、利用時間を変更し、又は臨時開場、臨時休場することができる。

(3) 多治見市滝呂球場

ア 施設の利用時間

午前6時から午後6時まで

イ 休場日

① 12月29日から翌年1月3日まで

② グラウンド整備期間（随時）

ウ 利用時間及び休場日の変更

乙は、必要があると認めるときは、あらかじめ甲の承認を得て、利用時間を変更し、又は臨時開場、臨時休場することができる。

(4) 多治見市星ヶ台競技場

ア 施設の利用時間

午前6時から午後6時まで（夜間照明利用の場合は午後9時まで）

イ 休場日

① 12月29日から翌年1月3日まで

② トラック及びフィールド整備期間（随時）

ウ 利用時間及び休場日の変更

乙は、必要があると認めるときは、あらかじめ甲の承認を得て、利用時間を変更し、又は臨時開場、臨時休場することができる。

(5) 多治見市星ヶ台運動広場、多治見市脇之島運動広場、多治見市北丘運動広場、多治見市市之倉運動広場、多治見市笠原向島運動広場

ア 施設の利用時間

午前6時から午後6時まで

イ 休場日

- ① 12月29日から翌年1月3日まで
- ② グラウンド整備期間（随時）

ウ 利用時間及び休場日の変更

乙は、必要があると認めるときは、あらかじめ甲の承認を得て、利用時間を変更し、又は臨時開場、臨時休場することができる。

(6) 多治見市旭ヶ丘運動広場

ア 施設の利用時間

- ① グラウンド（A） 午前6時から午後9時まで
- ② グラウンド（B） 午前6時から午後6時まで

イ 休場日

- ① 12月29日から翌年1月3日まで
- ② グラウンド整備期間（随時）

ウ 利用時間及び休場日の変更

乙は、必要があると認めるときは、あらかじめ甲の承認を得て、利用時間を変更し、又は臨時開場、臨時休場することができる。

(7) 多治見市笠原梅平運動広場

ア 施設の利用時間

- ① グラウンド（A） 午前6時から午後6時まで
- ② グラウンド（B） 午前6時から午後9時まで

イ 休場日

- ① 12月29日から翌年1月3日まで
- ② グラウンド整備期間（随時）

ウ 利用時間及び休場日の変更

乙は、必要があると認めるときは、あらかじめ甲の承認を得て、利用時間を変更し、又は臨時開場、臨時休場することができる。

(8) 多治見市星ヶ台テニスコート、多治見市共栄テニスコート、多治見市笠原向島テニスコート

ア 施設の利用時間

午前6時から午後9時まで

イ 休場日

- ① 12月29日から翌年1月3日まで
- ② コート整備期間（随時）

ウ 利用時間及び休場日の変更

乙は、必要があると認めるときは、あらかじめ甲の承認を得て、利用時間を変更し、又は臨時開場、臨時休場することができる。

(9) 多治見市脇之島テニスコート

ア 施設の利用時間

午前6時から午後6時まで

イ 休場日

① 12月29日から翌年1月3日まで

② コート整備期間（随時）

ウ 利用時間及び休場日の変更

乙は、必要があると認めるときは、あらかじめ甲の承認を得て、利用時間を変更し、又は臨時開場、臨時休場することができる。

(10) 多治見市旭ヶ丘弓道場

ア 施設の利用時間

午前6時から午後5時まで（専用利用する場合は、午後9時まで）

イ 休場日

① 月曜日（その日が祝日に当たるときは、その翌日）

② 12月29日から翌年1月3日まで

③ 整備期間（随時）

ウ 利用時間及び休場日の変更

乙は、必要があると認めるときは、あらかじめ甲の承認を得て、利用時間を変更し、又は臨時開場、臨時休場することができる。

(11) 多治見市星ヶ台スケートボード場

ア 施設の利用時間

午前9時から日没までを目安として乙が定める時間

イ 休場日

① 12月29日から翌年1月3日まで

② 整備期間（随時）

ウ 利用時間及び休場日の変更

乙は、必要があると認めるときは、あらかじめ甲の承認を得て、利用時間を変更し、又は臨時開場、臨時休場することができる。

(12) 多治見市星ヶ台3x3バスケットコート

ア 施設の利用時間

午前9時から午後6時まで

イ 休場日

① 12月29日から翌年1月3日まで

② 整備期間（随時）

ウ 利用時間及び休場日の変更

乙は、必要があると認めるときは、あらかじめ甲の承認を得て、利用時間を変更し、又は臨時開場、臨時休場することができる。

(13) 多治見運動公園、多治見市旭ヶ丘公園、多治見市脇之島北公園、多治見市滝呂公園、多治見市共栄公園、多治見市笠原運動公園

利用時間及び利用期間は定めない。

1.3 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 多治見市総合体育館、多治見市営球場、多治見市星ヶ台競技場、多治見市星ヶ台運動広場、多治見市星ヶ台テニスコート、多治見市星ヶ台スケートボード場、多治見市3x3バスケットコート、多治見市星ヶ台管理棟、多治見市旭ヶ丘運動広場、多治見市旭ヶ丘弓道場、多治見市脇之島テニスコート、多治見市滝呂球場、多治見市共栄テニスコート、多治見市脇之島運動広場、多治見市北丘運動広場、多治見市市之倉運動広場、多治見市笠原向島テニスコート、多治見市笠原向島運動広場、多治見市笠原梅平運動広場

- ア 施設の利用の許可に関する業務
- イ 施設の利用料金の収受に関する業務
- ウ 施設の維持管理に関する業務
- エ 施設及び附属設備の維持管理に関する業務
- オ スポーツ振興事業の運営に関する業務
- カ 施設の設置目的のために必要な事業に関する業務
- キ 施設に関するウェブサイトの管理に関する業務
- ク その他、甲が必要と認める業務

(2) 多治見運動公園、多治見市旭ヶ丘公園、多治見市脇之島北公園、多治見市滝呂公園、多治見市共栄公園、多治見市笠原運動公園

- ア 施設及び附属設備の維持管理に関する業務
- イ 植物の維持管理に関する業務
- ウ 施設の設置目的のために必要な事業に関する業務
- エ 施設に関するウェブサイトの管理に関する業務
- オ その他、甲が必要と認める業務

※ 詳細については、別途配布する「多治見市総合体育館、多治見市指定公園及び多治見市運動場管理運営業務共通仕様書」（以下「仕様書」という。）、「多治見市総合体育館管理運営業務特記仕様書」（以下「総合体育館特記仕様書」という。）及び「多治見市指定公園及び多治見市運動場管理運営業務特記仕様書」（以下「指定公園等特記仕様書」という。）による。

1.4 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

1.5 利用料金

利用者が支払う利用に係る料金は、乙の収入とする。

ただし、自動販売機の設置等、目的外使用料及び財産貸付に係る収入等については、甲の収入とする。

利用料金の上限額は、甲の方針により、指定期間中に変更することがある。また、利用料金の額は、甲の承認を得てその限度内において変更することができる。これらの場合、乙は、料金表示の変更、利用者への周知等を行うものとする。

1.6 減免

多治見市公の施設等の使用料及び利用料金減免取扱規則に規定するものが利用した場合には、利用料金を減免する。

なお、減免された利用料金については、甲はこれを補填しない。

1.7 指定管理に係る委託料

(1) 委託料の額

指定期間5年間の委託料の総額は、750,850千円以内とし、収支計画書に記載された金額を参考に協定で定める。指定期間中の増額は認めないので、事業計画の立案と収支予算の編成に注意すること。

ただし、指定期間において、施設等の利用料金が見直されたときは、その後の指定期間の委託料の額を変更することがある。

(2) 委託料の支払い

指定期間の委託料は、乙の請求に基づき支払うものとする。支払いの時期、方法等については協定で定める。

(3) 照明設備LED化に伴う指定管理料の調整

指定期間中に甲が照明設備のLED化を実施した場合、LEDへの変更以降の電気料金と従来電気料の差額分について、乙と協議の上、指定管理料の減額調整を行う。

1.8 施設の廃止、変更及び新設等に伴う措置

(1) 施設の廃止又は変更

甲が、本施設の一部を廃止又は変更する場合には、甲乙協議のうえ業務の内容を変更するものとし、必要に応じて委託料の額を変更するものとする。この場合、必要に応じて協定の内容を変更する。

(2) 施設の新設

甲が、本施設に関連する施設を新設し、その管理運営を本業務に加えようとする場合には、甲乙協議のうえ業務の内容を変更するものとし、必要に応じて委託料の額を変更するものとする。この場合、必要に応じて協定の内容を変更する。

(3) 施設の除外

甲は、必要と認める場合には、本施設のうち一部を本業務の対象から除くことができる。この場合、甲乙協議のうえ業務の内容を変更するものとし、必要に応じて委託料の額を変更するものとする。この場合、必要に応じて協定の内容を変更する。

2 公募

2.1 応募資格

(1) 法人その他の団体（以下「団体」という。）で、対象施設の管理運営を行う上で人的及び物的管理能力を有しているもの。

(2) 複数の団体により構成されるグループによる応募（以下「グループ応募」という。）もできる。その場合には、代表団体を定めること。他の団体は構成団体とし、各団体の担当する業務を明確に示すこと。

(3) 応募者の制限

次に該当する団体は、応募者となることができない。

ア 指定管理者の指定を請負とみなした場合に、法第 92 条の 2、法第 142 条（同条を準用する場合を含む。）若しくは法第 180 条の 5 第 6 項の規定に抵触することとなる場合の法人その他の団体

イ 施行令第167条の 4 第 2 項の規定により多治見市における一般競争入札の参加を制限される団体

ウ 当該団体の責めに帰すべき事由により、法第244条の 2 第11項の規定により多治見市における指定の取消しを受けた後 2 年を経過していない団体

エ 国税又は地方税を滞納している団体（非法人にあっては、当該団体の代表者が該当する場合を含む）

オ 本業務を円滑に遂行できる、安全的かつ健全な財務能力を有しない団体

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体

ク 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第 5 条に規定する観察処分を受けた団体及びその利益となる活動を行う団体

2.2 公募要領の配布

(1) 配布方法

① 多治見市役所 環境文化部文化スポーツ課 窓口での配布
〒507-8703 多治見市日ノ出町 2 丁目15番地

② 市ホームページよりダウンロードで入手

https://www.city.tajimi.lg.jp/kosodate/sports/20250512shiteikanri_sp.html

(2) 配布期間 令和 7 年 6 月 2 日（月）から同 6 月 26 日（木）まで

※窓口での配布は上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く各平日の午前 9 時から午後 5 時まで

2.3 配布書類

(1) 指定管理者指定申請書（様式 1）

(2) 法人等概要書（様式 2-1）

(3) 団体構成表（様式 2-2）

(4) 主要業務実績一覧（様式 3）

(5) 誓約書（様式 4-1、様式 4-2 又は様式 4-3）

(6) 多治見市総合体育館、多治見市指定公園及び多治見市運動場指定管理者公募要領 ※本書

(7) 多治見市総合体育館、多治見市指定公園及び多治見市運動場管理運営業務共通仕様書

(8) 多治見市総合体育館管理運営業務特記仕様書

(9) 多治見市指定公園及び多治見市運動場管理運営業務特記仕様書

※関係例規は、多治見市ホームページ(<https://www.city.tajimi.lg.jp>)にて確認のこと。

2.4 現地説明会

以下のとおり説明会を行う。参加希望者は、申出期限までに多治見市役所環境文化部文化スポーツ課へ申し出ること。

ただし、本説明会への参加は任意とし、参加しない場合でも審査等において不利益を被るものではない。

※説明会当日に希望する団体に図面等の参考資料を配布する。説明会に不参加で、参考資料を希望する場合は、文化スポーツ課まで連絡すること。

(1) 日 時 令和7年6月5日(木)午前10時から

(2) 場 所 多治見市総合体育館 会議室
(多治見市大畑町2丁目150番地)

(3) 参加者 1団体2人まで

(4) 申出期限 令和7年6月4日(水)正午まで(時間厳守)

3 質問

本要領、配布書類について疑義がある場合は、次のとおり質問書を提出すること。

3.1 提出様式

任意とする。

3.2 提出方法

後記「9 問い合わせ先」へ持参、郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれかにより提出すること。電話、口頭による質問は受け付けない。

なお、郵送、ファクシミリ、電子メールの場合は、電話で到着確認をすること。

3.3 提出期間

令和7年6月2日(月)から同6月13日(金)午後5時まで

ただし、多治見市役所文化スポーツ課窓口へ持参する場合は、上記期間のうち土曜日、日曜日及び祝日を除く各平日の午前9時から午後5時まで

3.4 回答方法

令和7年6月20日(金)までに、質問の内容及び回答を市ホームページに掲載する。個別に回答はしない。

4 申請

4.1 申請書類の受付

- (1) 提出期間 令和7年6月23日(月)から同7月1日(火)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで
- (2) 提出場所 多治見市役所 環境文化部文化スポーツ課
〒507-8703 多治見市日ノ出町2丁目15番地
- (3) 受付方法 申請書類一式を持参により提出

4.2 提出部数

申請書類は、原本1部、副本18部を提出すること。

なお、申請書類は、原則として日本産業規格A4判又はA3判とし、ファイル等に綴じて提出すること。

4.3 申請書類

(1) 指定管理者指定申請書(様式1)

(2) 申請する法人等に関する書類

- ア 定款、寄附行為、規約その他これに代わる書類
- イ 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本(複写可)、法人以外の団体にあつては、代表者の住民票の写し(複写可)
- ウ 申請を行う日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに直近2事業年度の収支計算書及び事業報告、貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類
- エ 役員名簿
- オ 法人等概要書(様式2-1)
- カ 団体構成表(様式2-2)
- キ 2.1(3)エに該当する団体でないことを証する書類(別紙参照)
- ク 主要業務実績一覧(様式3)
- ケ 誓約書(様式4-1、様式4-2又は様式4-3)

(3) 事業計画書

次のとおり事業計画書を作成すること。

様式は任意とする。

ア 管理運営方針

- ① 施設の役割に着目した上で、運営上の基本的な考え方、理念について示すこと。
- ② 施設の利用者が安全かつ快適に利用できることを考慮した上で、施設の維持管理の基本的な考え方、理念について示すこと。
- ③ 多治見市内で既に指定管理者制度を導入している同種又は類似の施設との連携の方針及び具体的方法について示すこと。

イ 施設運営の基本的な考え方

- ① 市民の平等かつ公平な利用の確保
全ての利用者が平等かつ公平に施設を利用することができる仕組み、高齢者や障がい者等社会的弱者への配慮も含め、施設ごとに示すこと。
- ② 市民サービスの向上・利用促進
 - i. 施設の利用促進、ノウハウの蓄積、サービスの向上についての考え方と具体的計画を、施設ごとに示すこと。
 - ii. 各施設の利用者増の実現に向けた計画を、施設ごとに示すこと。
- ③ 維持管理業務・管理運営業務
 - i. 各施設の維持管理について、点検方法、機能保全策、危険防止及び修繕の考え方とそれらの具体的内容を示すこと。
 - ii. 各施設の設備、備品等の管理方法について示すこと。
 - iii. 各施設の清掃、警備、その他の維持管理業務の内容と基準及び確認方法等について具体的に示すこと。
- ④ 安全管理・リスク分担
事故、災害、第三者への賠償を要する事態が発生した場合の対応及び甲との責任分担について示すこと。
- ⑤ 要望、苦情対応
アンケート等による満足度調査等、使用者の評価、要望、苦情等を取り込む仕組みについて提案すること。
- ⑥ 個人情報の保護
利用者、関係者の個人情報について、管理、漏洩防止等の情報保護対策について示すこと。
- ⑦ 外部委託の方針
施設運営に関わる他の企業、団体等との関係、役割分担、再委託について、該当する場合は示すこと。

ウ 組織・運営体制

- ① 運営組織の構成
 - i. 組織全体の構成について示すこと。
 - ii. 各施設の運営管理に必要な組織及び人員配置について、施設ごとに示すこと。
 - iii. 人材確保、採用計画及び人材育成計画の方法について施設ごとに示すこと。
- ② 人材の配置・職能
各施設の責任者の配置、責任体制、指揮命令系統等、人事配置全般、緊急時の連絡体制及び組織運営の維持について示すこと。

エ 収支計画

- ① 施設管理経費及び事業運営経費の収支計画
指定期間内の一年ごとの管理経費及び事業運営経費の収支計画について示すこと。

② 経費の縮減

経費の縮減について、人事配置や業務の効率化を考慮し、取組みの方針と具体的な計画について示すこと。

オ 経営能力

同種又は類似の施設の運営実績があれば示すこと。運営経験が事業計画に活かされた点があれば併せて示すこと。

カ 事業の提案

体育館事業、屋外体育施設事業、公園事業それぞれの事業に関する基本的な考え方を示した上、各施設を利用した事業展開の計画について、提案すること。

- ① 運営の基本理念、基本方針
- ② 年間事業計画
- ③ 自主事業

対象施設を使用した自主事業を実施する場合は、特記仕様書に記載された内容に即した事業の計画を具体的に示すこと。

※ 自主事業とは、乙が自己の責任と費用において実施する事業のことをいう。事業の実施に当たっては、施設利用者へ影響を及ぼさないよう十分配慮するとともに当該事業が描く施設の設置目的を損なわないようにしなければならない。なお、事業収入は乙の収入とするが、営利が主目的の事業とならないよう十分配慮すること。また、自主事業を、対象施設を使用して実施する場合は、規定された使用料を納入すること。

(4) その他甲が必要と認める書類

4.4 その他

- (1) 申請書類は、返却しない。
- (2) 一旦提出した申請書類は内容を変更することができない。
- (3) 事業計画書の著作権は申請者に帰属する。ただし、申請書類及び事業計画書等は甲において複写できるものとする。また、情報公開条例の規定等により開示又は公表することがある。
- (4) 申請書類に虚偽の記載があった場合は、申請を無効とし、失格とする。
- (5) 申請に要する一切の費用は、申請者の負担とする。

5 審査

5.1 指定管理者候補団体の選定

指定管理者候補団体の選定は、公平性・透明性を担保するため指定管理者候補団体選定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、委員会において審査することにより行う。

審査は、書類審査（一次審査）及び提案説明（プロポーザル）（二次審査）により行い、委員会において、審査結果に基づいて指定管理者候補団体を選定する。ただし、申請団体が3団体以下であった場合は、一次審査は行わない。

5.2 一次審査

- (1) 提出書類の内容を書面にて審査し、3団体程度を選定する。
- (2) 各審査委員が、以下に定める「一次審査の評価項目、配点及び評価の視点」に基づき、採点を行う。
- (3) 各審査委員の評価点の合計点数の上位者を二次審査の対象とする。
- (4) 審査結果は、7月11日（金）までに電子メールにより通知する。
- (5) 一次審査結果に対する問い合わせや意義申し立て等は受け付けない。

5.3 一次審査の評価項目、配点及び評価の視点

評価項目		配点
申請団体		
1	申請団体の経営理念 ・申請団体の経営理念が施設を管理運営するに相応しいと感じられるか。	10点
2	申請団体の信頼性 ・申請団体の概要や本業の実績などから社会的な信頼が感じられるか。	5点
業務実績		
3	ノウハウや必要な経験の有無 ・申請団体が指定管理を行うためのノウハウや必要な経験を持っていると感じられるか。	10点
4	業務実績の多さ ・同種、同類の施設の指定管理を請け負った実績が多くあり、成果をあげていると感じられるか。	5点
業務実施体制		
5	知見、ノウハウを有する人材配置 ・資格（経験）を有する人を適切なところに配置していると感じられるか。	10点
6	配置人数の妥当性 ・施設を適切に管理運営できる配置人数となっていると感じられるか。	5点
事業計画書		
7	地域性が感じられる提案内容 ・地域の特性をよく理解し、地域の特色や長所等を活かした提案内容となっていると感じられるか。 ・地域と連携した事業や地域活動への参加など地域貢献の取り組みがあると感じられるか。	15点
8	申請団体の強みを生かした提案内容 ・申請団体の得意とする分野や団体の本業を生かした提案内容だと感じられるか。	15点
9	提案内容の実現可能性 ・提案した事業が具体的で、実現できる可能性を感じられるか。	15点
見積額		
10	委託料の提案額の妥当性 ・提案額と事業数や事業内容が見合っていると感じられるか。 ・経費削減の取組みがサービス低下に繋がらないようなバランスのとれた提案と感じられるか。	10点
合 計		100点

5.4 二次審査の選定基準

事業計画書の内容等について、次に掲げる選定基準に照らし総合的に審査し、最も適当と認める団体を指定管理者候補団体として選定する。

- (1) 事業計画書の内容が、平等な利用が図られるものであること及びサービスの向上が図られるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、施設の適切な維持及び管理を図ることができるものであること並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。
- (4) 前述したもののほか、各施設の設置の目的を達成するために十分な能力を有しているものであること。

5.5 二次審査の評価項目及び配点

具体的な評価項目及び配点は、次のとおりとする。なお、審査には最低基準を設定する。最低基準は、表中の総得点の6割とし、申請団体の総合得点が最低基準に満たない場合は、不合格とする。

評価項目		配点
施設運営の基本的な考え方		
1	市民の平等・公平な利用の確保についての考え方	5点
2	市民サービスの向上・利用者増についての考え方	5点
3	維持管理業務に対する考え方	5点
4	安全管理・リスク分担に対する考え方	5点
5	利用者の要望・苦情対応、個人情報保護、外部委託の方針	10点
組織・運営体制		
6	運営組織の構成 <input type="checkbox"/> 組織全体 <input type="checkbox"/> 従業員の雇用関係、従業員の勤務体制	5点
7	人材の配置・職能 <input type="checkbox"/> 従業員の業務内容 <input type="checkbox"/> 必要な職能(資格・技能・経歴) <input type="checkbox"/> 緊急時の対応	10点
収支計画		
8	収支計画書の内容が適切であるか。収支予算の内容が過不足なく適正な金額が提示されているか。	10点
9	経費縮減についての考え方	5点
経営能力		
10	経営状況、運営実績	10点
体育館事業の提案		
11	体育館事業に対する考え方	10点
12	事業計画の内容	20点
屋外体育施設事業の提案		
13	屋外体育施設事業・公園事業に対する考え方	10点
14	事業計画の内容	20点
合計		130点

5.6 提案説明(プロポーザル)

- (1) 提案説明は1団体 20分以内とし、提出された申請書類のみで行うものとする(パソコン等を使用したプレゼンテーションは行わない。)また、当日の追加資料の配布は認めない。
- (2) 提案説明終了後、委員会委員による質疑を行う。
- (3) プロポーザル終了後、委員会を開催して指定管理者候補団体を選定する。
- (4) プロポーザル開催日時は、令和7年7月25日(金)を予定している。時間、場所等の詳細は別途通知する。

5.7 選定結果の通知及び公開

プロポーザル終了後、委員会において、本要領の審査基準に基づき審査を行い、選定結果は令和7年8月中を目途にすべての申請者に通知するとともに、審査結果について市ホームページで公表する。

5.8 その他

- (1) 選定委員及び関係市職員との接触の禁止

応募者及び応募予定者は、本件公募手続きに関して委員会委員及び関係市職員と接触(説明会当正当な行為を除く)してはならない。接触の事実が認められた場合には、失格とすることがある。

- (2) 重複提案等の禁止

次の提案は、することができない。

ア ひとつの団体が複数の提案をすること。

イ ひとつの団体が複数のグループ応募に加わり提案すること。

ウ 単独で提案した団体が、グループ応募に加わり提案すること(グループ応募に加わった団体が、単独で提案することを含む)。

- (3) 選定審査対象からの除外

次の要件に該当した場合は、審査の対象から除外する。

ア 提出書類に虚偽の記載があった場合。

イ 本要領に違反し、又は著しく逸脱した場合。

ウ 提出期限までに必要な書類が揃わなかった場合。

エ その他不正な行為があった場合。

6 指定管理者の指定及び協定の締結

6.1 指定管理者の指定

指定管理者の指定は、多治見市議会の議決を経て決定される。委員会で決定した指定管理者候補団体を指定管理者に指定する議案を議会に提出し、議決されれば、甲が乙に対して指定の通知を行うとともに、その旨を告示する。

6.2 協定の締結

甲と乙は、業務の内容及び管理の基準に関する細目的事項等について、申請時に提出した事業計画及び書類審査、提案説明の際の質疑応答などにおいて明確化した事項に基づいて協議の上、協定を締結する。

7 辞退及び指定の取り消し

7.1 申請の辞退及び選定結果通知後の辞退

申請者が申請を辞退するときは、必ず担当部署に辞退届を提出すること。選定結果通知後に辞退した場合、甲が被った損害について、賠償請求をすることがある。

7.2 指定の取消し

指定管理者の業務開始前までの期間に、指定管理者の候補者として決定された者又は指定管理者（以下「指定管理者等」という。）が、次の事項のいずれかに該当した場合は、指定管理者候補団体としての決定又は指定管理者の指定を取り消すこととする。

取消しとなった場合は、前記「5 審査」における委員会において最低基準を満たし、第2位に決定した申請者を指定管理者候補団体として決定することとする。（第2位の申請者について同様の事態が発生した場合は、第3位以降の申請者について順次同様に取り扱うこととする。）

- (1) 多治見市議会において指定にかかる議案が否決されたとき。
- (2) 指定管理者等が倒産し、若しくは解散したとき又は社会的に非難される事件を起こしたとき。
- (3) 指定管理者等の資金事情の悪化等により、業務の履行が確実にないと認められるとき。
- (4) 指定管理者等が提出した書類に虚偽の記載があることが判明したとき。
- (5) 指定管理者等が正当な理由なくして協定の締結に応じないとき。
- (6) 指定管理者等が本要領に定める応募資格を失ったとき又は応募資格がないことが判明したとき。
- (7) その他指定管理者に指定することが不可能となったとき又は著しく不相当と認められる事情が生じたとき。

8 その他の留意事項

- (1) 甲は、乙が管理業務等を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことができる。この場合、乙の損害に対しては、甲はその責めを負わないものとする。また、取消しに伴う甲の損害について、乙に損害賠償を請求することがある。
- (2) 乙は、指定管理者として指定された後、甲と連携しながら円滑な委託業務開始に向けて必要な準備を行うものとする。準備に要した費用は、すべて乙の負担とする。

(3) 管理状況が極めて良好で、かつ、引き続き同一の指定管理者を指定することにより、施設の管理運営を効果的かつ効率的に行うことができ、サービスの向上に寄与すると認められる場合（以下「成績良好の場合」という。）については、2回に限り、次期指定管理者の選定を非公募とすることが可能となる。

※成績良好の場合に、非公募とすることは、①施設を取り巻く状況、②過去の応募状況、③今後の応募見込み等を鑑み、市が総合的に判断する。

9 問い合わせ先

多治見市役所 環境文化部文化スポーツ課スポーツ振興グループ

〒507-8703 多治見市日ノ出町2丁目15番地

TEL：0572-22-1191（ダイヤルイン）

FAX：0572-25-6213

E-mail：bunka-sports@city.tajimi.lg.jp

(様式 1)

指 定 管 理 者 指 定 申 請 書

令和 年 月 日

多治見市長 様

申請者 (所在地)
(名 称)
代表者氏名 (※)

(※) 法人は記名押印をしてください(代表者本人が自署するときを除く)。
法人以外は、本人が自署しないときは押印してください。

下記の施設の指定管理者の指定を受けたいので、多治見市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

施 設 の 名 称	所 在 地
多治見市総合体育館	多治見市大畑町2丁目150番
多治見市営球場	多治見市美坂町4丁目1番地
多治見市星ヶ台競技場	多治見市星ヶ台3丁目19番地
多治見市運動広場	多治見市星ヶ台3丁目20番地
多治見市星ヶ台テニスコート	多治見市星ヶ台3丁目3番地
多治見市星ヶ台スケートボード場	多治見市星ヶ台3丁目3番地1
多治見市星ヶ台3x3バスケットコート	多治見市星ヶ台3丁目15番地2
多治見市星ヶ台管理棟	多治見市星ヶ台3丁目3番地1
多治見市旭ヶ丘運動広場	多治見市旭ヶ丘10丁目6番地83
多治見市旭ヶ丘弓道場	多治見市旭ヶ丘10丁目6番地83
多治見市脇之島テニスコート	多治見市脇之島町4丁目9番地
多治見市滝呂球場	多治見市滝呂町14丁目144番地1
多治見市共栄テニスコート	多治見市高田町10丁目17番地9
多治見市脇之島運動広場	多治見市脇之島町4丁目10番地
多治見市北丘運動広場	多治見市北丘町7丁目13番地2
多治見市市之倉運動広場	多治見市市之倉町7丁目1番地
多治見市笠原向島テニスコート	多治見市笠原町1651番地1
多治見市笠原向島運動広場	多治見市笠原町1651番地1
多治見市笠原梅平運動広場	多治見市笠原町4164番地1
多治見運動公園	多治見市星ヶ台3丁目
多治見市旭ヶ丘公園	多治見市旭ヶ丘10丁目
多治見市脇之島北公園	多治見市脇之島町4丁目
多治見市滝呂公園	多治見市滝呂町14丁目
多治見市共栄公園	多治見市高田町10丁目
多治見市笠原運動公園	多治見市笠原町4164番地の1

添付書類

- 1 申請する法人等に関する書類
 - ① 定款、寄附行為、規約又はこれに代わる書類
 - ② 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本（複写可）、法人以外の団体にあっては、代表者の住民票の写し（複写可）
 - ③ 申請を行う日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに直近2事業年度の事業報告、貸借対照表、財産目録及び損益計算書又はこれらに類するもの
 - ④ 役員名簿
 - ⑤ 国税または地方税を滞納している団体等でないことを証する書類
 - ⑥ 法人等概要書（様式2-1）
 - ⑦ 団体構成表（様式2-2）
 - ⑧ 主要業務実績一覧（様式3）
 - ⑨ 誓約書（様式4-1、様式4-2又は様式4-3）
- 2 事業計画書
- 3 その他多治見市が必要と認める書類

本申請にあたっては、応募資格の確認のため、過去3年分の市税等の納付状況について、多治見市が確認することに同意します。

(様式 2 - 1)

法人等概要書

名 称	
代表者名	
所在地	
設立年月日	
資本金	
売上高	
従業員数	
業務内容	
団体の特色	

※法人等の概要パンフレット等があれば添付すること。

(様式4-1)

誓 約 書

令和 年 月 日

多治見市長 様

申請者 (所在地)

(名 称)

代表者氏名 (※)

(※) 法人は記名押印をしてください(代表者本人が自署するときを除く)。

法人以外は、本人が自署しないときは押印してください。

多治見市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第3条第1項第2号に該当していない旨、誓約します。

記

本団体は、地方自治法施行令第167条の4の規定により多治見市における一般競争入札の参加を制限される団体ではありません。また、本団体は、地方自治法第244条の2第11項の規定により多治見市における指定の取消しを受けたことはありません。

(様式4-2)

誓 約 書

令和 年 月 日

多治見市長 様

申請者 (所在地)

(名 称)

代表者氏名 (※)

(※) 法人は記名押印をしてください(代表者本人が自署するときを除く)。
法人以外は、本人が自署しないときは押印してください。

多治見市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第3条第1項第2号に該当していない旨、誓約します。

記

本団体の受けた地方自治法第244条の2第11項の規定により多治見市における指定の取消しは、本団体の責めに帰すべき事由によるものではありません。

1 取消しに係る施設の名称

2 取消年月日

年 月 日

3 取消理由

(様式 4 - 3)

誓 約 書

令和 年 月 日

多治見市長 様

申請者 (所在地)

(名 称)

代表者氏名 ⑩

代表者氏名 (※)

(※) 法人は記名押印をしてください(代表者本人が自署するときを除く)。
法人以外は、本人が自署しないときは押印してください。

多治見市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第 3 条第 1 項
第 2 号に該当していない旨、誓約します。

記

本団体は、地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定により多治見市における一般競争入札の参加を制限される団体ではありません。また、本団体は、本団体の責めに帰すべき事由により、地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により多治見市における指定の取消しを受けた後 2 年を経過しています。

1 取消しに係る施設の名称

2 取消年月日

年 月 日

3 取消理由

(別紙)

国税または地方税を滞納している団体等でないことを証する書類について

公募要領 13 ページ「4. 3 (2) キ」の「2. 1 (3) エに該当する団体でないことを証する書類」は以下のとおりとする。

<法人の場合>

◆ 国税

・ 税務署発行の「法人税と消費税及び地方消費税」について未納の税額がないことを証明する納税証明書 (その 3 の 3)

◆ 都道府県税

・ 本社 (本店) で協定締結する場合は本社 (本店) 所在地、支店等で締結する場合はその所在地の都道府県知事が交付する未納の税額がないことの証明書。

◆ 市町村民税

・ 本社 (本店) で協定締結する場合は本社 (本店) 所在地、支店等で締結する場合はその所在地の市町村 (特別区にあっては区) が交付する未納の税額が無いことの証明書。

<非法人の場合>

◆ 国税

・ 代表者の「申告所得税と消費税及び地方消費税」について未納の税額がないことを証明する納税証明書 (その 3 の 2)

◆ 都道府県税

・ 代表者の住所地の都道府県が発行する未納の税額がないことの証明書。

◆ 市町村税

・ 代表者の住所地の市町村 (特別区にあっては区) が発行する未納の税額がないことの証明書。

<注意事項>

- ・ 各証明書類は、指定管理者指定申請書提出日前の 3 ヶ月以内に発行されたものに限る。
- ・ 各証明書類はコピーしたものを提出しても良い。ただし明確に判読できるものに限る。